

とちぎ発日常体験型農泊モデル構築事業費補助金交付要領

制 定 令和4(2022)年10月26日 農振第628号

(趣旨)

第1条 県の交付するとちぎ発日常体験型農泊モデル構築事業費補助金については、栃木県補助金等交付規則(昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

(交付の目的等)

第2条 補助金の名称、目的、交付の対象である事務又は事業の内容、その交付率及び交付の相手方は次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

補助金の名称	補助金の交付の目的	交付の対象である事務又は事業の内容	交付率	交付の相手方
とちぎ発日常体験型農泊モデル構築事業費補助金	栃木県内の農産物直売所、農村レストラン運営者、その他のグリーン・ツーリズム実践組織が行うコンテンツ開発等の取組を支援する。	とちぎ発日常体験型農泊モデル構築事業実施要領(令和4(2022)年10月26日付け農振第629号。以下「実施要領」という。)の別表に掲げる経費	当該事業に要する経費の1/2以内 (1事業実施主体当たり10万円を補助上限とする。)	栃木県内の農産物直売所、農村レストラン運営者、その他のグリーン・ツーリズム実践組織

(交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者が、規則第4条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
とちぎ発日常体験型農泊モデル構築事業費補助金交付申請書	規則の別記様式第1	1	1 事業計画書 2 収支予算書	別記様式第1号 別記様式第2号	1 1	知事が別に定める日

(補助条件)

第4条 規則第6条の規定による条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更又は補助事業の内容の変更(第5条の軽微な変更を除く。)をする場合においては、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

(軽微な変更)

第5条 前条第1号における軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 総事業費の30パーセントを超える増減
- (3) 前各号に掲げるもののほか、知事が重要と認める変更

(変更の承認)

第6条 第4条第1号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合には、変更承認申請書(別記様式第3号)に変更の内容及び理由を記載した書類を添付して1部を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第7条 規則11条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき報告書の名称	様式	部数	報告書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
とちぎ発日常体験型農泊モデル構築事業費補助金状況報告書	規則の別記様式第2	1	状況報告書	別記様式第4号	1	知事が別に定める日

(実績報告)

第8条 規則第13条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき報告書の名称	様式	部数	報告書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
とちぎ発日常体験型農泊モデル構築事業費補助金実績報告書	規則の別記様式第2	1	1 事業実績書	別記様式第1号	1	知事が別に定める日
			2 収支精算書	別記様式第2号	1	

(補助金の請求)

第9条 規則第18条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき請求書の名称	様式	部数	請求書に添付すべき書類の名称	部数	提出期限
とちぎ発日常体験型農泊モデル構築事業費補助金交付請求書	規則の別記様式第4	1	1 交付決定通知書の写し	1	知事が別に定める日
			2 額の確定通知書の写し	1	

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項について、別に知事が定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和4（2022）年10月26日から適用する。
- 2 この要領は、令和7（2025）年3月31日をもって、その効力を失う。